
令和5・6年度 測量及び建設コンサルタント等入札参加資格審査申請書提出要領（追加申請）

令和5・6年度において尾道市及び尾道市上下水道局が発注する測量及び建設コンサルタント等の入札参加を希望する人は、原則電子申請システムを利用し、次のとおり申請をしてください。

物品購入、業務委託等（建設関連業務を除く）の入札に参加を希望する人の受付は、財政課用度係が行います。（詳細は市ホームページをご確認ください。）

1 申請資格

次の各号に該当する人は、入札参加資格審査の申請をすることができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 「測量」分野を希望業務とする者で、測量法第55条第1項の規定による登録を受けていない者
- (3) 「建築関係建設コンサルタント」分野のうち「建築一般」部門を希望業務とする者で、建築士法第23条第1項の規定による登録を受けていない者
- (4) 「その他」分野のうち「不動産鑑定」部門を希望業務とする者で、不動産の鑑定評価に関する法律第22条の規定による登録を受けていない者
- (5) 入札参加資格審査の申請を希望する業務について、直近2年間に業務実績がない者
- (6) 申請時に尾道市に納付すべき市税の滞納がある者（無申告法人を含む。）、並びに国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がある者
- (7) 入札参加資格審査の申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者（過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は尾道市の入札参加資格の取消しをされた者で資格審査の申請日において当該取消しの日から24か月を経過している者を除く。）
- (8) 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）
 - ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
 - イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条による届出の義務
 - ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- (9) 申請しようとする希望業務の部門について、申請日時点において、既に令和5・6年度の入札参加資格の認定を受けている者
- (10) 申請しようとする希望業務の部門について、令和5・6年度に入札参加資格の取消しを受けた者または取下げを行った者

尾道市の指名除外の期間中である人も入札参加資格の申請はできますが、建設工事等入札参加資格者指名除外基準要綱により、資格認定を受けた場合も指名除外の効力は継続します。

2 受付期間

令和5・6年度の追加申請の受付は次の期間中、随時行います。（電子申請、書面申請共通）

令和5年 4月11日（火）～ 令和6年 9月17日（火）

・毎月15日（※）までの受付分を翌々月1日頃認定します。

※15日が閉庁日の場合は翌開庁日まで受付します。

3 受付場所

尾道市役所 3階 契約課事務室

4-1 申請方法（広島県電子入札等システムで申請する場合：電子申請）

広島県電子入札等システムの「資格審査受付システム」により申請を行い、提出書類を受付期間内に尾道市建設部契約課契約係（〒722 - 8501 尾道市久保 1-15-1）へ、持参又は郵送してください。

電子申請を行う人は、広島県電子自治体推進協議会のホームページで入札参加資格審査電子申請の手引き等をご確認ください。ホームページアドレスは、
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.html> です。

※電子入札等システムの利用者登録番号，又は電子入札用の I Cカードをお持ちの方は、「電子申請」をお願いします。

4-2 提出書類（電子申請）

「○」は提出が必要、「△」は該当者のみ提出が必要、を示しています。

次の書類を尾道市へ提出してください。【電子申請】

番号	提出書類	備考	市内業者	市外業者
1	送信完了兼受付票	電子申請を完了した際に印刷した書類。	○	○
2	登録証明書（写し）	測量業者、建築士事務所、土地家屋調査士、計量証明事業者、不動産鑑定業者、司法書士の登録を証明するもの。注1)	△	△
3	現況報告書（写し）	建設コンサルタント現況報告書、地質調査業者現況報告書、補償コンサルタント現況報告書の副本の写し。	△	△
4	委任状（指定様式なし）	委任がある場合に提出してください。委任を受けている項目（入札、見積、契約締結、代金受領等）を明記してください。	△	△
5	希望業務実績調書 ※電子ファイルとして、電子入札等システムに添付して提出すること	希望する業務分野ごと（測量、建築関係建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、その他）に、直前1年間の主な実績について10件以内で作成してください。	○	○
6	有資格技術職員名簿 ※電子ファイルとして、電子入札等システムに添付して提出すること	有資格コード一覧（P9～）の分類に従い作成してください。	○	○
7	尾道市納税証明書（原本）	尾道市に納税義務のある業者のみ。尾道市に納付すべき市税の完納を証明したもの。注1) 注2)	○	△
8	消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可） ※電子納税証明書をシステムで添付する場合は書面の提出は不要	（その3 未納の税額のないこと用）による納税証明書（その3の2又はその3の3でも可）免税業者であっても（その3）は発行されます。注1)	○	○
9	登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し	法人の場合に提出してください。注1) 注3)	○	○
10	（財務諸表） 法人・・・直前1年の事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」 個人・・・直前1年の事業年度の「貸借対照表」及び「損益計算書」	直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了していない場合は、その前年度の財務諸表を提出してください。注3)	○	○
11	社会保険加入状況が確認できる書類	健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入状況を確認できる書類の写しを提出してください。注4)	△	△

12	申出書	社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合のみ提出してください。	△	△
13	誓約書		○	○

次の書類は綴じ込まないでください。

14	受付票（電子申請用）		○	○
15	84円切手	入札参加資格認定通知書の送付用。	○	○
16	返信用封筒	受付票の返送が必要な場合は、上記15とは別に宛先を記載し、切手を貼り付けした封筒を提出してください。	△	△

注1) 申請日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。

注2) 尾道市税納税証明書の交付ができる場所は、本庁舎2階収納課収納管理係もしくは各支所の納税証明窓口です。代理人が請求する場合は委任状等が必要です。本人または代理人であることを確認できる書類を持参してください。法人の証明が必要な場合は、代表者印（職印）の押印が必要です。また2週間以内に納付されたものがある場合は、領収書や通帳など納付確認ができるものをお持ちください。

注3) 「3」に定める現況報告書を1つでも提出した場合は、「9」及び「10」の提出は不要です。

注4) 具体的な加入状況を確認する書類は次のとおりです。

・健康保険及び厚生年金保険

保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届、その他健康保険及び厚生年金保険への加入が確認できる書類（年金事務所での收受印のあるもの）のいずれかの写し（いずれも直近1年以内の日付のもの）

・雇用保険

概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、測量及び建設コンサルタント等業務に従事する職員全員分）、その他雇用保険への加入が確認できる書類（労働局の收受印のあるもの）のいずれかの写し（いずれも直近1年間以内の日付のもの）

※ 申請書は、提出日現在の内容で作成してください。

※ 提出書類は原則A4版とし、写しを提出するものについてはA4に大きさを揃えてください。

※ 尾道市へ提出する書類のつづり方・・・ 紐綴じ

5-1 申請方法（書面で申請する場合：書面申請）

入札参加資格審査申請書（様式第1号）とその電子データを保存したCDを添付書類と併せて提出してください。

市内業者については、持参のみ受け付けます。（市外業者は郵送も可）

5-2 提出書類（書面申請）

「○」は提出が必要、「△」は該当者のみ提出が必要、を示しています。

次の書類を尾道市へ提出してください。【書面申請】

番号	提出書類	備考	市内業者	市外業者
1-1	入札参加資格審査申請書（書面）	様式第1号	○	○
1-2	入札参加資格審査申請書（CD）	上記の電子データを保存したCD（P6参照）。商号・名称を記入してください。	○	○
2	登録証明書（写し）	測量業者、建築士事務所、土地家屋調査士、計量証明事業者、不動産鑑定業者、司法書士の登録を証明するもの。注1)	△	△
3	現況報告書（写し）	建設コンサルタント現況報告書、地質調査業者現況報告書、補償コンサルタント現況報告書の副本の写し。	△	△
4	委任状（指定様式なし）	委任がある場合に提出してください。委任を受けている項目（入札、見積、契約締結、代金受領等）を明記してください。	△	△
5	希望業務実績調書	希望する業務分野ごと（測量、建築関係建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、その他）に、直前1年間の主な実績について10件以内で作成してください。	○	○
6	有資格技術職員名簿	有資格コード一覧（P9～）の分類に従い作成してください。	○	○
7	尾道市納税証明書（原本）	尾道市に納税義務のある業者のみ。尾道市に納付すべき市税の完納を証明したもの。注1) 注2)	○	△
8	消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）	（その3 未納の税額のないこと用）による納税証明書（その3の2又はその3の3でも可） 免税業者であっても（その3）は発行されます。注1)	○	○
9	法人・・・登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し 個人・・・身分証明書の写し	身分証明書は、本籍地のある市区町村長により証明を受けたもの。注1) 注3)	○	○
10	(財務諸表) 法人・・・直前1年の事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」 個人・・・直前1年の事業年度の「貸借対照表」及び「損益計算書」	直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了していない場合は、その前年度の財務諸表を提出してください。注3)	○	○

11	社会保険加入状況が確認できる書類	健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入状況を確認できる書類の写しを提出してください。 注4)	△	△
12	申出書	社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合のみ提出してください。	△	△
13	誓約書		○	○

次の書類は綴じ込まないでください。

14	受付票（書面申請用）		○	○
15	84円切手	入札参加資格認定通知書の送付用。	○	○
16	返信用封筒	受付票の返送が必要な場合は、上記15とは別に宛先を記載し、切手を貼り付けした封筒を提出してください。	—	△

注1) 申請日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。

注2) 尾道市納税証明書の交付ができる場所は、本庁舎2階収納課収納管理係もしくは各支所の納税証明窓口です。代理人が請求する場合は委任状等が必要です。本人または代理人であることを確認できる書類を持参してください。法人の証明が必要な場合は、代表者印（職印）の押印が必要です。また2週間以内に納付されたものがある場合は、領収書や通帳など納付確認ができるものをお持ちください。

注3) 「3」に定める現況報告書を1つでも提出した場合は、「9」の登記事項証明書、及び「10」の提出は不要です。

注4) 具体的な加入状況を確認する書類は次のとおりです。

・健康保険及び厚生年金保険

保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届、その他健康保険及び厚生年金保険への加入が確認できる書類（年金事務所の收受印のあるもの）のいずれかの写し（いずれも直近1年以内の日付のもの）

・雇用保険

概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、測量及び建設コンサルタント等業務に従事する職員全員分）、その他雇用保険への加入が確認できる書類（労働局の收受印のあるもの）のいずれかの写し（いずれも直近1年間以内の日付のもの）

※ 申請書は、提出日現在の内容で作成してください。

※ 提出書類は原則A4版とし、写しを提出するものについてはA4に大きさを揃えてください。

※ 書類のつづり方・・・ 紐綴じしてください。

<書面申請におけるCDの作成について>

書面申請を行う人は、申請書（様式第1号）の内容を保存したCDを作成する必要があります。

尾道市のホームページから申請書の様式をダウンロードし、必要事項を入力・印刷後に、ファイル名を「申請書（商号又は名称）」に修正してCDへ保存してください。（ファイル形式及びシート名は変更しないでください。）

ファイル名の変更例：株式会社尾道組の場合 ⇒ 申請書（尾道組）

1 申請書（書面）の内容と、CDに保存したデータの内容は、必ず一致させてください。

2 CDの中に上記以外のファイル・フォルダ等を保存・作成しないでください。

3 提出したCDのデータが破損している場合があります。その場合は、再度CDを提出していただくことがありますので、必ず提出したデータの控えを保存しておいてください。

- 4 申請書の申請日には、提出日を記入してください。郵送により申請する場合は、発送日を提出日としてください。
- 5 提出の際は、必ずウイルスチェックを行ってください。

6 資格の通知

入札参加資格を認定したときは、認定通知書を送付します。

7 資格の取消し

入札参加資格の認定後、入札参加資格の申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合は、入札参加資格の取消しを行います。

入札参加資格の取消しを受けた人は、令和5年度及び令和6年度において再び入札参加資格審査の申請をすることができません。また、令和7年度以降においても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができません。

8 資格の有効期間

当該資格が認定された日から令和7年3月31日までとします。ただし、この資格は令和7年4月1日以降においても令和5年度の入札参加資格が認定される日までは有効とします。

9 問い合わせ先・郵送先

〒722-8501 広島県尾道市久保一丁目15番1号
尾道市建設部契約課契約係 電話（0848）38-9282

申請を希望できる業務分野及び業務部門一覧

業務分野	業務部門
測量	測量一般 地図の調整 航空測量
建築関係建設コンサルタント	建築一般 意匠 構造 暖冷房 衛生 電気 建築積算 機械設備積算 電気設備積算 調査
地質調査	地質調査
補償関係コンサルタント	土地調査 土地評価 物件 機械工作物 営業・特殊補償 事業損失 補償関連 総合補償
土木関係建設コンサルタント	河川、砂防及び海岸・海洋 港湾及び空港 電力土木 道路 鉄道 上水道及び工業用水道 下水道 農業土木 森林土木 水産土木 廃棄物 造園 都市計画及び地方計画 地質 土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート トンネル 施工計画、施工設備及び積算 建設環境 機械 電気電子
その他	不動産鑑定 登記手続等 その他

有資格コード一覧

根拠法令等	資格コード	資格区分・名称等
建 築 士 法	841	構造設計 1 級建築士（建築士法による 1 級建築士の免許を受けている者で、構造設計 1 級建築士証の交付を受けた者）
	842	設備設計 1 級建築士（建築士法による 1 級建築士の免許を受けている者で、設備設計 1 級建築士証の交付を受けた者）
	137	1 級建築士（建築士法による 1 級建築士の免許を受けている者。構造設計 1 級建築士証又は設備設計 1 級建築士証の交付を受けている者を除く。）
	238	2 級建築士（建築士法による 2 級建築士の免許を受けている者。1 級建築士の免許を受けている者、構造設計 1 級建築士証又は設備設計 1 級建築士証の交付を受けている者を除く。）
	062	建築設備士（建築士法に基づく建築設備資格者を定める告示による建築設備資格者の登録を受けている者）
—	301	建築積算士（建築積算資格者）（社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士（建築積算資格者）試験に合格し、登録を受けている者）
建 設 業 法	113	一級土木施工管理技士（建設業法による技術検定のうち検定種目を 1 級の土木施工管理とするものに合格した者）
測 量 法	101	測量士（測量法による測量士の登録を受けている者）
	202	測量士補（測量法による測量士補の登録を受けている者。測量士の登録を受けている者を除く。）
計 量 法	222	環境計量士（計量法による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）※ 1
不 動 産 の 鑑 定 評 価 に 関 する 法 律	241	不動産鑑定士（不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士の登録を受けている者）
	342	不動産鑑定士補（不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士補の登録を受けている者）
土 地 家 屋 調 査 士 法	243	土地家屋調査士（土地家屋調査士法による土地家屋調査士の登録を受けている者）
司 法 書 士 法	244	司法書士（司法書士法による司法書士の登録を受けている者）
技 術 士 法	161	技術士：機械部門 選択科目 ※ 2
	162	〃：機械部門 選択科目 その他
	163	〃：電気電子部門
	164	〃：建設部門 選択科目 土質及び基礎
	165	〃：建設部門 選択科目 鋼構造及びコンクリート
	166	〃：建設部門 選択科目 都市及び地方計画
	167	〃：建設部門 選択科目 河川、砂防及び海岸・海洋
	168	〃：建設部門 選択科目 港湾及び空港
	169	〃：建設部門 選択科目 電力土木
	170	〃：建設部門 選択科目 道路
	171	〃：建設部門 選択科目 鉄道
	172	〃：建設部門 選択科目 トンネル
	173	〃：建設部門 選択科目 施工計画、施工設備及び積算
	174	〃：建設部門 選択科目 建設環境
	175	〃：農業部門 選択科目 農業土木
	176	〃：森林部門 選択科目 森林土木
	177	〃：水産部門 選択科目 水産土木
	178	〃：情報工学部門
	179	〃：応用理学部門 選択科目 地質
	180	〃：応用理学部門 選択科目 その他
181	技術士：上下水道部門 選択科目 上水道及び工業用水道	
182	〃：上下水道部門 選択科目 下水道	

技 術 士 法	183	〃 : 上下水道部門 選択科目 水道環境
	184	〃 : その他の部門 (総合技術監理部門を除く。)
	※3	〃 : 総合技術監理部門
社 団 法 人 建 設 コ ン サ ル タ ン ツ 協 会 の 行 う R C C M 資 格 試 験 に 合 格 し、 登 録 を 受 け て い る 者	701	R C C M : 河川, 砂防及び海岸・海洋
	702	〃 : 港湾及び空港
	703	〃 : 電力土木
	704	〃 : 道路
	705	〃 : 鉄道
	706	〃 : 造園
	707	〃 : 都市計画及び地方計画
	708	〃 : 地質
	709	〃 : 土質及び基礎
	710	〃 : 鋼構造及びコンクリート
	711	〃 : トンネル
	712	〃 : 施工計画, 施工設備及び積算
	713	〃 : 建設環境
	714	〃 : 上水道及び工業用水道
	715	〃 : 下水道
	716	〃 : 農業土木
717	〃 : 森林土木	
718	〃 : 機械	
719	〃 : 電気電子	
720	〃 : 水産土木	
721	〃 : 廃棄物	
722	〃 : 建設情報	
公 認 会 計 士 法	245	公認会計士 (公認会計士法による公認会計士の資格を有し、登録を受けている者)
	346	会計士補 (公認会計士法による会計士補の資格を有する者。公認会計士である者を除く。)
税 理 士 法	247	税理士 (税理士法による税理士の資格を有し、税理士名簿に登録をしている者)
電 気 事 業 法	258	第1種電気主任技術者 (電気事業法による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者)
電 気 通 信 事 業 法	223	第1種伝送交換主任技術者 (電気通信事業法による第1種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者)
	224	線路主任技術者 (電気通信事業法による線路主任技術者資格者証の交付を受けている者)
中 小 企 業 指 導 事 業 の 実 施 に 関 す る 基 準 を 定 め る 省 令	248	中小企業診断士 (中小企業診断士として登録を受けている者)
—	251	地質調査技士 (社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者)
	302	土地区画整理士 (国土交通大臣の行う土地区画整理士技術検定に合格し、登録を受けている者)
	001	建設コンサルタント業務実務経験者 ※4
	002	用地調査等業務実務経験者 ※5
	003	公共用地取得実務経験者 ※6

- ※1 同一の者が「濃度関係」と「騒音・振動関係」の両方を有する場合、同じコードを2つ記入しないでください。
- ※2 技術士の資格コード「161」に該当する「機械部門」の選択科目は平成15年以前に取得した場合は「液体機械」又は「建設、鉱山及び運搬機械」又は「機械設備」とし、平成16年以降に取得した場合には、「機械設計」、「流体工学」又は「交通・物流機械又は建設機械」とする。
- ※3 総合技術監理部門については該当する選択科目によって161～183の資格コードを入力する。一人の技術者が、同じ資格コードの技術士の資格を有している場合には、同じコードを重複して2つ記入する。
- ※4 ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（旧大学令による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む。）の土木工学又は同等の工学に関する科目（橋梁工学，土質工学，河川工学，海岸工学，構造力学，材料工学，水理学，道路・鉄道工学，コンクリート工学，都市計画及び地方計画，その他農業土木，森林土木に関する学科を含む。以下同じ。）を習得し、建設コンサルタント業務（建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の設計・管理業務に従事又はこれを監理することをいう。以下同じ。）に20年以上の実務経験を有する者。
② 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を習得し建設コンサルタント等業務に22年以上の実務経験を有する者。
③ その他の者にあつては、建設コンサルタント等業務に25年以上の実務経験を有する者。
- ※5 ① 補償コンサルタント登録規程第2条に規定する登録部門（土地調査，土地評価，物件，機械工作物，営業補償，特殊補償，事業損失，補償関連，総合補償）のいずれかに係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者。
② 補償業務全般に関する指導監督の実務の経験3年以上を含む20年以上の実務経験を有する者。
③ 社団法人日本補償コンサルタント協会が付与する補償業務管理士の資格を有する者で、財団法人公共用地補償機構の行う「補償コンサルタント業補償業務管理者認定研修」を修了した者。
- ※6 国、地方公共団体等にあつて、公共用地の取得等に関する実務経験を10年以上有する者。